

議案第 1 号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 6 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 9 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

登録 年月日	最終住所 又は本籍	経由領事館の名 称	氏名	生年月日	備考
令和 7 年 7 月 9 日	省略				

議案第 1 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについての概要説明書

国外転出したものが国の選挙の際に投票を行うため、在外選挙人名簿に登録するもので、今回は公職選挙法第 30 条の 5 の規定により領事館を通じて申請があったものです。

公職選挙法施行令第 23 条の 5 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格について、本籍地の市区町村に照会した結果、被登録資格を有する者であったことから、公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録しようとするものです。

書面表決書

令和7年度第8回選挙管理委員会会議（書面開催）について、次のとおり議決に関する権限を行使します。

議案第1号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

原案に 賛成 ・ 反対 する。

令和7年 月 日

住 所 袖ヶ浦市

氏 名